

岩手県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第12号

岩手県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

岩手県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年岩手県規則78号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(担保又は保証人)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p><u>4</u> [略]</p> <p><u>5</u> [略]</p> <p>(貸付けの申請等)</p> <p>第6条 申請者は、沿岸漁業改善資金貸付申請書（様式第1号。以下「貸付申請書」という。）に事業計画書（様式第2号）を添えて、当該申請者の住所地（団体にあっては、その主たる事務所の所在地。以下同じ。）をその地区内に含む水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第11条第1項第3号の事業を行う漁業協同組合で、第12条第2項の規定により岩手県信用漁業協同組合連合会（以下「県信漁連」という。）から貸付けに係る事務の一部の委託を受けたもの（以下「経由漁協」という。）（当該住所地在その地区内に含む経由漁協がない場合にあつては、県信漁連。以下「委託事務処理機関」という。）を経由して知事に提出しなければならない。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(借用証書)</p> <p>第8条 申請者は、前条第2項の規定による貸付決定の通知を受けたときは、沿岸漁業改善資金借用証書（様式第3号。以下「借用証書」という。）を<u>経由漁協及び県信漁連（県信漁連を経由して貸付申請書を提出した場合にあつては、県信漁連）</u>を経由して知事に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(事業の完了及び事業完了の報告)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 借受者は、貸付金の使用完了後20日以内に事業完了報告書（様式第4号。以下「事業完了報告書」という。）を、<u>第6条に規定する貸付申請書の経由機関</u>を経由して知事に提出し</p>	<p>(担保又は保証人)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p><u>4 沿岸漁業改善資金の貸付けを受けようとする者が当該資金により漁船を建造する場合は、原則として当該漁船を担保として提供するものとする。</u></p> <p><u>5</u> [略]</p> <p><u>6</u> [略]</p> <p>(貸付けの申請等)</p> <p>第6条 申請者は、<u>別に定める様式による</u>沿岸漁業改善資金貸付申請書（以下「貸付申請書」という。）に<u>別に定める様式による</u>事業計画書を添えて、当該申請者の住所地（団体にあっては、その主たる事務所の所在地。以下同じ。）をその地区内に含む水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第11条第1項第3号の事業を行う漁業協同組合で、第12条第2項の規定により岩手県信用漁業協同組合連合会（以下「県信漁連」という。）から貸付けに係る事務の一部の委託を受けたもの（以下「経由漁協」という。）（当該住所地在その地区内に含む経由漁協がない場合にあつては、県信漁連。以下「委託事務処理機関」という。）を経由して知事に提出しなければならない。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(借用証書)</p> <p>第8条 申請者は、前条第2項の規定による貸付決定の通知を受けたときは、<u>別に定める様式による</u>沿岸漁業改善資金借用証書（以下「借用証書」という。）を<u>所管する局長</u>を経由して知事に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(事業の完了及び事業完了の報告)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 借受者は、貸付金の使用完了後20日以内に<u>別に定める様式による</u>事業完了報告書（以下「事業完了報告書」という。）を、貸付申請書の経由機関を経由して知事に提出しなければ</p>

なければならない。

3・4 [略]

(支払の猶予の申請)

第10条 償還金の支払の猶予を申請しようとするもの（以下「支払猶予申請者」という。）は、沿岸漁業改善資金支払猶予申請書（様式第5号。以下「支払猶予申請書」という。）に知事が指定する者の証明書を添えて、償還期限（分割払の場合の各支払期日を含む。）の30日前までに第6条に規定する貸付申請書の経由機関を経由して知事に提出しなければならない。

ならない。

3・4 [略]

(支払の猶予の申請)

第10条 償還金の支払の猶予を申請しようとするもの（以下「支払猶予申請者」という。）は、別に定める様式による沿岸漁業改善資金支払猶予申請書（以下「支払猶予申請書」という。）に知事が指定する者の証明書を添えて、償還期限（分割払の場合の各支払期日を含む。）の30日前までに貸付申請書の経由機関を経由して知事に提出しなければならない。

(農商工等連携促進法の特例)

第13条 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）第13条第1項の規定の適用を受ける者についてこの規則の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第3条	1 沿岸漁業従事者等	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）第13条第1項に規定する認定中小企業者（以下「認定中小企業者」という。）又は同項に規定する構成員が同法第4条第2項第2号ハに規定する措置を行う場合（以下「農商工等連携促進法の措置を行う場合」という。）における1認定中小企業者
第4条第1項	沿岸漁業の従事	農商工等連携促

	者	進法の措置を行う場合における認定中小企業者
第5条第3項	沿岸漁業従事者等	中小企業者
第6条第1項	当該申請者の住所地（団体が団体	農商工等連携促進法第5条第1項に規定する認定農商工連携事業者である沿岸漁業従事者等の住所地（そのものが団体

2 農商工等連携促進法第13条第2項の規定の適用を受ける者についてのこの規則の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第6条第1項	事業計画書	事業計画書及び農商工等連携促進法第4条第1項の規定に基づく認定を受けた同項に規定する農商工等連携事業計画
別表第1 経営等改善資金の款操船作業省力化機器等設置資金の項	7年以内（据置期間1年以内を含む。）	9年以内（据置期間3年以内を含む。）
別表第1 経営等改善資金の款漁ろう作業省力化機器等設置資金の項	7年以内（据置期間1年以内を含む。）	9年以内（据置期間3年以内を含む。）
別表第1 経営等改善資金の款補機関等駆動機器等設置資金の項	7年以内（据置期間1年以内を含む。）	9年以内（据置期間3年以内を含む。）
別表第1 経営等改善資金の款燃料油消費節減機器等設置資金	7年以内（据置期間1年以内を含む。）	9年以内（据置期間3年以内を含む。）

の項		
別表第1 経営等改善 資金の款新養殖技術 導入資金の項	4年以内(据置 期間2年以内を 含む。)	5年以内(据置期 間3年以内を含 む。)
別表第1 経営等改善 資金の款資源管理型 漁業推進資金の項	10年以内(据置期 間3年以内を含 む。)	12年以内(据置期 間5年以内を含 む。)
別表第1 経営等改善 資金の款環境対応型 養殖業推進資金の項	10年以内(据置期 間3年以内を含 む。)	12年以内(据置期 間5年以内を含 む。)

(農林漁業バイオ燃料法の特例)

第14条 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(平成20年法律第45号。)第10条の規定の適用を受ける者についてのこの規則の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第6条第1項	事業計画書	農林漁業有機物 資源のバイオ燃 料の原材料とし ての利用の促進 に関する法律(平 成20年法律第45 号。)第5条第2 項に規定する認 定生産製造連携 事業計画
別表第1 経営等改善 資金の款操船作業省 力化機器等設置資金 の項	7年以内	9年以内
別表第1 経営等改善 資金の款漁ろう作業 省力化機器等設置資 金の項	7年以内	9年以内
別表第1 経営等改善 資金の款補機関等駆 動機器等設置資金の 項	7年以内	9年以内
別表第1 経営等改善 資金の款燃料油消費	7年以内	9年以内

節減機器等設置資金の項		
別表第1 経営等改善資金の款新養殖技術導入資金の項	4年以内	5年以内
別表第1 経営等改善資金の款資源管理型漁業推進資金の項	10年以内	12年以内
別表第1 経営等改善資金の款環境対応型養殖業推進資金の項	10年以内	12年以内
別表第1 青年漁業者等養成確保資金の款漁業経営開始資金の項	10年以内	12年以内

(補則)

第15条 [略]

別表第1 (第2条、第4条、第9条関係)

資金の種類	貸付内容	貸付限度額	償還期間等
経営等改善資金	[略]	[略]	[略]
燃料油消費節減機器等設置資金	[略]	2,500万円(漁船用環境高度対応機器を設置する場合には1台につき2,400万円、定速装置を設置する場合には1台につき120万円、発光ダイオード式集魚灯を設置する場合には1セットにつき1,300万円)	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]

(補則)

第13条 [略]

別表第1 (第2条、第4条、第9条関係)

資金の種類	貸付内容	貸付限度額	償還期間等
経営等改善資金	[略]	[略]	[略]
燃料油消費節減機器等設置資金	[略]	1,300万円(漁船用環境高度対応機器を設置する場合には1台につき1,200万円、定速装置を設置する場合には1台につき120万円、発光ダイオード式集魚灯を設置する場合には1セットにつき1,300万円)	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第1号から様式第5号までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の岩手県沿岸漁業改善資金貸付規則（以下「改正後の規則」という。）第5条第4項の規定は、この規則の施行の日以後に貸付の申請を行うものについて適用する。

3 この規則による改正後の規則に規定する別に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する貸付申請書等について適用し、同日前に提出した貸付申請書等については、なお従前の例による。

4 この規則による改正前の規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。